

一般廃棄物処理基本計画改定の基本的考え方

- 1 一般廃棄物処理基本計画の目標は、経営計画に基づき設定します。
- 2 計画期間は、平成32年度から平成46年度までの15か年とします。
- 3 計画の改定にあたっては、現行計画の施策の体系や取組を参考としつつ、国や東京都の施策並びに社会環境の変化を踏まえるとともに、23区の一般廃棄物処理基本計画の内容を十分把握した上で、以下の事項を検討します。
 - （1）ごみ量
ごみ量の予測は、社会・経済情勢や関連法令などの趣旨を踏まえた上で行います。
 - （2）施設整備計画
安定的かつ効率的な処理を基本としつつ、財政負担の平準化についても配慮します。また、施設規模のアンバランスの解消についても検討します。
 - （3）最終処分量
最終処分量の目標は現行計画を基本としつつ、最終処分量の削減に向けた新たな取組について検討します。